

○ 市町村サービス一覧【石井町】

【注意事項】

- この表は、令和7年4月1日時点で可能な行政サービス等を掲載しています。  
掲載されていないものについても、市町村等との調整が完了したものから、順次、一覧表を更新する予定です。
- サービス等を利用する際には、宣誓書受領証の提示のほか、各行政サービスの利用要件（収入や同一生計等）を満たす必要があります。  
（詳しくは、事前にサービス提供者（市町村）へご確認ください。）
- なお、一部のサービスによっては、宣誓書受領証の提示が不要な場合もあります。

令和7年4月1日現在  
（随時更新中）

| 番号 | 制度・行政サービス名      | 対象・内容                                                                                               | サービス提供に当たっての<br>留意事項                | 受領証又は受領カードの提示 |    | 問合せ先                  |              | 備考                        |
|----|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|---------------|----|-----------------------|--------------|---------------------------|
|    |                 |                                                                                                     |                                     | 必要            | 不要 | 担当課名                  | 電話番号         |                           |
| 1  | DV相談            | パートナーからの暴力の相談ができる。                                                                                  |                                     | ○             |    | 子育て支援課<br>（こども家庭センター） | 088-674-1623 |                           |
| 2  | 町営住宅入居申し込み      | 町営住宅への入居申し込み（世帯としての申し込み）                                                                            | パートナーシップ宣誓書受領証の提示の外、世帯の収入を証明する書類が必要 | ○             |    | 福祉生活課                 | 088-674-1116 | 現在、町営住宅への新規入居受付は行っておりません。 |
| 3  | 災害時の安否情報の提供について | 照会者が照会の対象である被災者とパートナーシップ宣誓を行っていることが確認できた場合、事実上婚姻関係と同様の事情にある者とし、被災者の居所、負傷もしくは疾病の状況等の必要と認められる情報を提供する。 | パートナーシップ宣誓書受領証又は受領カードの提示            | ○             |    | 危機管理課                 | 088-674-1171 |                           |